

障 発 0 9 0 1 第 2 号  
平成 2 3 年 9 月 1 日

各 { 都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長 } 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

東日本大震災の被害者の児童福祉法第 2 4 条の 3 第 4 項の施設給付決定等  
についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令等について

東日本大震災の被害者の特定権利利益（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定権利利益をいう。以下同じ。）については、東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 23 年政令第 19 号）に基づき、平成 23 年 8 月 31 日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を延長する措置を講じたところです。

あわせて、厚生労働省においては、法第 3 条第 2 項の規定に基づく告示（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成 23 年 8 月 31 日とする措置を指定する件（平成 23 年厚生労働省告示第 56 号。以下「第 56 号告示」という。)) を制定し、当該告示に規定された特定権利利益については、東日本大震災の被害者による当該特定権利利益に係る満了日の延長の申出を必要とせず、一律に満了日を平成 23 年 8 月 31 日まで延長することとする措置を講じたところです。

今般、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 3 第 4 項の施設給

付決定等については、平成 23 年 8 月 31 日の翌日以降においても満了日の延長の措置を特に継続して実施する必要があることから、法第 3 条第 4 項の規定に基づく政令（東日本大震災の被害者の児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項の施設給付費等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成 23 年政令第 274 号。以下「第 274 号政令」という。)) を制定し、これらの特定権利利益に係る満了日の延長措置の限度となる期日を平成 24 年 2 月 29 日とする措置を講じたところです。

あわせて、法第 3 条第 4 項の規定に基づく告示（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 4 項の規定に基づき同条第 1 項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を平成 24 年 2 月 29 日まで延長する措置を指定する件（平成 23 年厚生労働省告示第 299 号。以下「第 299 号告示」という。)) を制定し、当該告示に規定された一部地域の特定権利利益については、東日本大震災の被害者による当該特定権利利益に係る満了日の延長の申出を必要とせずに、引き続き一律に満了日を平成 24 年 2 月 29 日とする措置を講じたところです。

これらに伴う障害保健福祉に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりとなりますので、御了知の上、適切な対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

## 記

### 第 1 満了日の再延長を行った権利利益

1 第 274 号政令により有効期間の満了日を再延長した権利利益については、別添 4 のとおりであり、そのうち障害保健福祉に関する権利利益の再延長を行ったものは次のとおりである。

(1) 児童福祉法関係

○ 障害児施設給付費の支給（第 24 条の 2 第 1 項）

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)関係

○ 精神障害者保健福祉手帳の交付（第 45 条第 2 項）

(3) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）関係

- 介護給付費等の支給決定（第 19 条第 1 項）
- 自立支援医療費の支給認定（第 52 条第 1 項）

## 第 2 留意事項

- 1 第 56 号告示による措置は、平成 23 年 8 月 31 日までとされていることから、平成 23 年 8 月 31 日の翌日以降において、東日本大震災の被害者が今般の政令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置を受けるためには、当該者に対し、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面（以下「申請書」という。）による満了日の延長の申し出を行わせる必要がある。
- 2 第 274 号政令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置は、法第 3 条第 4 項に基づく特別措置であり、東日本大震災の発生前と同様に、障害保健福祉に関する法令により許可等の更新を行うことのできるものについては、本政令に基づく延長の措置をとることとはせず、障害保健福祉に関する法令により許可等の更新を行うこととするよう御配慮願いたい。
- 3 なお、被災 3 県（岩手、宮城、福島）においては、一部地域において、被災状況を踏まえて当該地域の一括指定の要望があったことから、要望があった地域については別途第 299 号告示で対象者を指定しているところである。

（別添資料）

別添 1：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）（抄）

別添 2：東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 23 年政令第 19 号）（抄）

別添 3：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成 23 年 8 月 31 日とする措置を指定する件（平成 23 年厚生労働省告示第 56 号）

別添 4：東日本大震災の被害者の児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項の施設給付費等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成 23 年政

令第 274 号)

別添 5 : 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 4 項の規定に基づき同条第 1 項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を平成 24 年 2 月 29 日まで延長する措置を指定する件 (平成 23 年厚生労働省告示第 299 号)